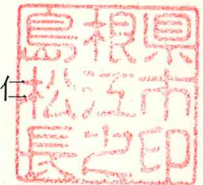


松江市告示第 333 号

松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成 30 年松江市告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 8 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(事業者等の責務) 第4条 事業者等は、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「<u>施行令</u>」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「<u>施行規則</u>」という。)その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項を誠実に遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。 (県外産業廃棄物の処分に係る事前協議) 第16条 排出事業者(中間処理産業廃棄物を排出した者を含む。以下同じ。)は、自ら又は処分業者に委託して県外産業廃棄物を市内に搬入して処分しようとするときは、原則として排出事業場ごとに当該処分に係る計画(以下「<u>処分計画</u>」という。)についてあらかじめ市長に協議しなければならない。	(事業者等の責務) 第4条 事業者等は、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号_____)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「<u>施行規則</u>」という。)その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項を誠実に遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。 (県外産業廃棄物の処分に係る事前協議) 第16条 排出事業者(中間処理産業廃棄物を排出した者を含む。以下同じ。)は、自ら又は処分業者に委託して県外産業廃棄物を市内に搬入して処分しようとするときは、原則として排出事業場ごとに当該処分に係る計画(以下「<u>処分計画</u>」という。)についてあらかじめ市長に協議しなければならない。

2～3 略

4 排出事業者は、優良認定業者に委託して
県外産業廃棄物を市内において中間処分
(特別管理産業廃棄物の処分をする場合を
除く。)をしようとするときは、第2項の協
議書及び前項の添付書類を提出することに
代えて、県外産業廃棄物処分事前協議書(優
良認定業者)(様式第4号。以下「優良協議
書」という。)を市長に提出することができ
る。

5 処分計画は、年度(4月1日から翌年3月31
日までをいう。)ごとに定めるものとする。
(処分協議の承認_____)

第17条 市長は、前条第2項の規定による協
議があった場合において、その内容を審査
し処分計画を承認することを決定したとき
は、処分協議書に承認したことを証する印
を押印し、その写しを排出事業者に交付す
るものとする。

2 市長は、前条第4項の規定による協議があ
った場合において、その内容を審査し処分
計画を承認することを決定したときは、優
良協議書に承認したことを証する印を押
印し、その写しを排出事業者に交付するも
のとする。

(県外産業廃棄物の市内における処分)

第18条 排出事業者は、前条第1項の規定に
よる承認したことを証する印を押印した処
分協議書(以下「承認済事前協議書」とい
う。)の写しの交付、又は前条第2項の規定
による承認したことを証する印を押印した
優良協議書(以下「承認済優良協議書」と

2～3 略

4 排出事業者は、優良認定業者に委託して
県外産業廃棄物を市内において中間処分
(特別管理産業廃棄物の処分をする場合を
除く。)をしようとするときは、第2項の協
議書及び前項の添付書類を提出することに
代えて、県外産業廃棄物処分事前協議書(優
良認定業者)(様式第4号_____)
_____)を市長に提出することができ
る。

5 処分計画の期間は、1年を超えない期間で
_____ 定めるものとする。
(処分協議の承認通知_____)

第17条 市長は、_____

_____ 処分計画を承認することを決定したとき
は、その旨を書面で排出事業者に通知
_____ す
るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規
定により_____ 処分
計画を承認することを決定したときは、同
項の承認したことを証する印をもって通
知に代える_____ も
のとする。

(県外産業廃棄物の市内における処分)

第18条 排出事業者は、前条第1項の規定に
よる通知(同条第2項の規定により通知に
代えて印を用いる場合は、当該印。次項及
び次条において同じ。)

いう。)の写しの交付を受けた後でなければ、自ら又は処分業者に委託して県外産業廃棄物を市内において処分してはならない。

2 処分業者は、排出事業者が前条第1項の規定による承認済事前協議書の写しの交付、又は前条第2項の規定による承認済優良協議書の写しの交付を受けた後でなければ、当該排出事業者に係る県外産業廃棄物の処分を受託してはならない。

(変更の協議)

第19条 第17条第1項の規定による承認済事前協議書の写しの交付又は第17条第2項の規定による承認済優良協議書の写しの交付を受けた排出事業者は、

_____次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長に協議しなければならない。

(1) ~ (5) 略

2 略

_____を受けた後でなければ、自ら又は処分業者に委託して県外産業廃棄物を市内において処分してはならない。

2 処分業者は、排出事業者が前条第1項の規定による通知

_____を受けた後でなければ、
当該排出事業者に係る県外産業廃棄物の
処分を受託してはならない。

(変更の協議)

第19条 第17条第1項(次項において準用する場合を含む。)の規定による通知

__を受けた排出事業者は、当該通知に係る処分計画のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長に協議しなければならない。

(1) ~ (5) 略

2 略

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号(第 16 条関係)

県外産業廃棄物処分事前協議書

年 月 日

(あて先) 松江市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

県外産業廃棄物を松江市内で処分したいので、松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱第 16 条第 2 項 (第 19 条第 1 項) の規定により協議 (変更協議) します。

排出事業場等の 名称及び所在地	名 称			
	所 在 地			
市内へ搬入処分 する産業廃棄物 の 種 類 等	種 類			
	性 状	別紙様式第 3 号のとおり	予 定 量	(t・m ³)
予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
搬入先の状況	住 所			
	名 称			
	許可年月日		許可番号	
	施 設 の 所 在 地			
	産業廃棄物 の 種 類 別 処 分 方 法			

〔添付書類〕

- 1 県外産業廃棄物性状表(様式第 3 号)
- 2 その他市長が必要と認める書類

承認印

--

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号(第 16 条関係)

県外産業廃棄物性状表

市内で処分しようとする 産業廃棄物の種類		
性状等	形 状	液状、泥状、固形状
	分 析 結 果 ※ 1	別紙のとおり
	含水率(汚泥に限る。) ※ 2	%
	最 大 径 ※ 3	cm
製造工程及び産業廃棄物の排出工程の概要		
特定施設の 設置状況	※4	

- 注 1 ※1については、燃え殻、汚泥、鉋さい、ばいじん、施行令第 2 条第 13 号に規定する産業廃棄物、特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物のうち、有害金属等を含む産業廃棄物、廃水銀等及びその処理物に限る）を最終処分する場合に限り必要。ただし、排出工程から有害物質の混入の可能性がないと市長が認める場合は、添付を省略することができる。
- 2 ※2 及び ※3 については、施行令第 6 条第 1 項第 3 号で定めのある場合に記入すること。
- 3 ※4 については、排出工程中に、水質汚濁防止法又は大気汚染防止法の特定施設があれば番号及び施設名を記入すること。
- 4 処分する産業廃棄物の種類が複数ある場合には、その種類ごとに記入すること。

様式第 4 号を次のように改める。

県外産業廃棄物処分事前協議書（優良認定業者）

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

県外産業廃棄物を松江市内で処分したいので、松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱第 16 条第 4 項（第 19 条第 2 項の規定により準用する第 16 条第 4 項）の規定により協議（変更協議）します。

排出事業場等の 名称及び所在地	名 称			
	所 在 地			
排 出 工 程		予 定 量	(t・m³)	
市内へ搬入処分 する産業廃棄物 の 種 類 等	産業廃棄物の種類		処分方法	
	☐ 燃え殻			
	☐ 汚泥			
	☐ 廃油			
	☐ 廃酸			
	☐ 廃アルカリ			
	☐ 廃プラスチック類			
	☐ 紙くず			
	☐ 木くず			
	☐ 繊維くず			
	☐ 動植物性残さ			
	☐ 動物系固形不要物			
	☐ ゴムくず			
	☐ 金属くず			
	☐ ガラスくず等			
	☐ 鉱さい			
	☐ がれき類			
	☐ 家畜のふん尿			
	☐ 家畜の死体			
	☐ ばいじん			
	☐ 13号廃棄物			
☐ 石綿含有産業廃棄物				
☐ 水銀使用製品産業廃棄物				
☐ 水銀含有ばいじん等				
予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
搬入先の状況	住 所			
	名 称			
	許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	
	施 設 の 所 在 地			

承認印

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。